

意見書案第 51 号

新たな食料・農業・農村基本計画に関する意見書

上記意見書案を別紙のとおり提出いたします。

平成21年12月17日提出

提出者	長沼町議会議員	佐々木 信 雄
賛成者	〃	望 月 良 典

長沼町議会議長 駒 谷 広 栄 様

新たな食料・農業・農村基本計画に関する意見書

食料・農業・農村基本計画については、平成11年に施行された「食料・農業・農村基本法」の理念に基づき、10年後のあるべき姿と、それに向けた政策の方向づけを行うため、平成12年に策定され、概ね5年で見直すこととし、現行基本計画は、平成17年に見直されたところであります。政府は、1月に食料・農業・農村政策審議会を開催し、新たな基本計画の策定に向けた諮問を行っており、この夏までに中間論点整理を行い、22年3月に閣議決定することとしております。

北海道農業は、開拓入植以来これまで、先人のたゆまぬ努力と英知により、国の政策目標に沿った構造改革を着実に推進してきたところでありますが、昨今、世界的・構造的な食料需給の逼迫による食料安全保障の懸念と原油・肥料・飼料価格など生産資材の高騰に加え、世界的な経済悪化により、国内需要が停滞し、十分な価格転嫁が図られず、農業経営が悪化し、食料の安定供給への貢献に支障をきたし兼ねない状況にあります。

このような中、新政権下における新たな基本計画の策定に当たっては、現行法体系と戸別所得補償制度の法制化との整合を確保した上で、食料需給の逼迫により、もはや経済力のみでは食料の安定的輸入は確保できず、日本型食生活の健康面での優位性と食料自給力の拡大に対する真の国民的共通認識の醸成を図ることが重要な前提条件であります。

つきましては、道内各地域の生産力の向上を図り、我が国の食料安定供給への更なる貢献を果たすという使命感に立ち、北海道農業が持つ潜在能力をフルに発揮し、持続可能な北海道農業の確立を図るため、次の事項について要請します。

記

1 新たな基本計画への明記事項

(1) 育成すべき担い手の明確化

ア 多様な農業経営体の中で、農業で生計を立てる主業的な経営体を「食料生産の大宗を担う育成すべき担い手」として明確化し、すべての施策体系の中心に据え、その集中化・重点化を図ることを明記すること。

イ 育成すべき担い手を支える地域農業支援システム機能の重要性を明記すること。

ウ 新たな担い手を育成・確保するための方向づけと、仕組みづくりを明記すること。

(2) 国民生活の基礎である食料の安定供給の確保

ア 食料安全保障を国家戦略として明確に位置づけ、輸入農畜産物と国産農畜産物が、確実に販売・消費されるための仕組みを構築する旨を明記すること。

イ 食の安全・安心確保に向け、流通ルールの策定、加工食品・外食に係る原料・原産地表示の徹底を明記すること。

ウ 日本型食生活や食育・食農教育の推進を図るとともに、地産地消の推進、食品産業との連携による国産農産物の活用促進を図る取り組みを明記すること。

(3) 国民生活の安心につながる食料自給力・自給率の確保

ア 国内農業生産の増大に向け、すべての農畜産物について主要農畜産物に位置づけるとともに、都道府県別・作物別生産数量目標の設定等、各地域が取り組む方向性を明示し、その具体的工程及び施策等推進方策を明確化し、実践できる環境作りを整備する旨を明記すること。

イ 国内農業生産の増大に向け、生産資源の維持・拡充が可能となる財源措置のあり方並びに主要農畜産物毎の国家備蓄管理の仕組みについて、再構築する旨を明記すること。

(4) 農業の持続的発展を支える経営所得安定対策等の具体化

ア 戸別所得補償制度の創設に当たっては、生産者が報われる仕組みを制度設計上明確化するとともに、本制度の国際協定における国内支持政策上の位置づけについて明記すること。

イ 水田農業並びに畑作農業については、地域に裁量権を持たせた仕組みを制度設計上明確化すること。

2 経営形態別施策展開のあり方

(1) 水田農業対策

ア 需要に応じた米づくりを推進しつつ、水田をフルに活用した特色ある産地形成を図るための仕組みの充実（入り口対策）

○ 参加するすべての経営体が、十分な所得が確保できる仕組みを構築すること。

○ 主食用米に対する政策支援については、参加するメリットを十分実感でき、かつ論理的に公平性を説明できる仕組みとするとともに、戸別所得補償制度導入による米価下落の懸念があることから、その対応策も含め政策効果を十分発揮できる仕組みとすること。

○ 水田を活用した自給力向上対策については、全国一律交付に加え、地域の裁量を十分発揮できる部分を充実強化すること。

○ 全国的に供給割れしている加工用米については、高価格帯と低価格帯に分けた上で、高価格帯は主食用米並み、低価格帯は新規需要米並みの手取り価格水準を確保すること。

イ 水田経営を安定的に支えうる経営所得安定対策の充実（セーフティーネット対策）

○ 主食用米に対する政策支援と農業共済制度のみではカバーしきれない不測の事態に備え、現行の収入減少影響緩和対策を最終的なセーフティーネット対策と位置づけて充実強化すること。

ウ 豊凶・需給の変動に対応しうる需給調整機能の確立（出口対策）

○ 国民への安定供給、生産者の経営安定のための需給・米

価の安定、食料安全保障の各観点から、政府による需給調整機能を確認するための十分な予算の確保と、根拠法の整備を行うこと。

- 現行の豊作過剰米対策については、メリットの充実並びに参加者が不公平感を抱かない仕組みに改善すること。
- WTO農業交渉において、政府は断固たる姿勢で粘り強い交渉を行うこと。また、国家貿易を通じた輸入・運用管理の徹底、とりわけ国内需給に影響を与えることのない用途への限定を徹底すること。

エ 米・水田農業の全体像・基本理念の明示とフルパッケージ政策の安定的継続

- 生産・流通及び需給実態を踏まえた政策全体像と戸別所得補償制度等と整合性の取れた基本理念について明示すること。
- 参加するすべての経営体が公平感を持って経営を継続することができる観点から、「入り口対策」、「セーフティネット対策」、「出口対策」をパッケージで仕組むこと。併せて、主業的な経営体が将来展望を描きながら経営を発展させるために、政策を安定的に継続すること。

オ 戸別所得補償制度等を補完する水田構造改革支援策の充実

- 経営規模や担い手問題を解消するための支援策として、農地流動化対策や経営継承支援策を再構築すること。

(2) 畑作農業対策

ア 畑作農業対策の確立

- 輪作体系の維持確立を図り、持続可能な畑作農業を展開するため、確実に生産・流通が実現できる政策体系を構築すること。

イ 戸別所得補償制度

- 畑作の輪作体系を構成する土地利用型作物すべてを戸別所得補償制度の対象品目とすること。

- 自給率の低い畑作物などの土地利用型作物については、生産数量目標を上回る生産に対しても戸別所得補償制度の交付対象とすること。
- 品質向上や輪作体系の維持確立、経営規模拡大への取り組みに対する十分な加算措置を行うこと。
- 輪作体系の維持確立、てん菜などの地域特産物の存在、水田・畑作経営所得安定対策からの円滑な移行など、畑作農業特有の課題があるため、畑作についての戸別所得補償制度モデル事業を実施し、制度の検証を行うこと。

ウ 作物別対策

- 甘味資源作物対策
 - ・ てん菜の交付金対象数量等について、生産された原料てん菜は、全量戸別所得補償制度の支援対象とするとともに、生産されたてん菜糖は、全量を供給可能数量とすること。
 - ・ でん粉工場・製糖工場に対する製造経費に対しては、製造事業者の経営収支の悪化を招かないよう、再生産可能な支援対策を行うこと。
- 小麦対策
 - ・ 内麦優先の原則に基づく国家貿易とコストプール方式を堅持し、自給率向上に資する国産麦の生産拡大に対応した需給フレームを整備すること。
 - ・ 国産麦の安定供給が図られるよう、播種前契約を前提とした現行の民間流通の仕組みを堅持すること。
 - ・ 自給率向上ならびに品質・生産性向上に取り組む生産者の努力に報いるため、高品質・高収量の小麦生産に対する支援対策を措置すること。
- 豆類対策
 - ・ 雑豆については、関税割当制度に基づく国境措置を堅持するとともに、輸入加糖餡対策を講ずること。

- ・ 自給率向上に向けた畑作大豆に対する生産振興対策を講じるとともに、輸入大豆からの国産大豆への置換えに係る支援対策を措置すること。

○ 野菜対策

- ・ 畑作の輪作体系を構成する土地利用型作物すべてを戸別所得補償制度の対象品目とすること。
- ・ 野菜経営の安定に向け、野菜価格安定制度の充実を図ること。

(3) 酪農畜産対策

ア 酪農畜産経営安定対策

- 酪農・畜産の経営安定と生産基盤の確立、担い手の育成・確保等につながるよう、再生産可能な所得確保が図られる仕組みを確立すること。
- 配合飼料価格の高騰等による影響を緩和するため、補てんの仕組みについて見直すこと。

イ 生乳需給安定対策

- 酪農生産基盤の確保につなげるため、チーズ・液状乳製品等向け生乳の供給拡大に向けた有効な支援対策を確立すること。
- 食料自給力の確保と安定した生産体制の確立に資するため、需給調整対策の在り方について検討すること。

ウ 自給飼料対策

- 自給飼料基盤に立脚した経営の確立に向け、草地整備改良並びに草地更新の促進、国産粗飼料の流通体制の整備等に係る有効な支援対策を確立すること。
- 飼料作物の安定生産につながるよう、牧草並びに飼料用とうもろこしの品種改良の促進を図ること。

エ 畜産環境対策

- 規模拡大等に伴う畜産環境対策の円滑な推進に向け、関連施設・機械の整備や環境負荷低減への取組み等に係る支

援対策を強化すること。

3 農業経営を支援する施策展開のあり方

(1) 担い手に対する総合的な農業支援政策

ア 基本方向

- 健全経営を実践する農業経営体を育成・支援しつつ、法人化を推進する観点から、個人が保有する地域資源に対する適正な評価を行い、その地位を担保するシステムを確立すること。
- 多様な「担い手」が、円滑に経営戦略を策定・実践するため、「生産意欲の喚起策」並びに「創意工夫と努力に応じた所得実現を可能とするための施策」を構築すること。

イ 「担い手」に対する具体的支援策

- 基礎的な農業経営資源調達の簡素化を図るための支援策を構築すること。
- 技術や経営能力向上に向けた総合的な育成策を強化すること。
- 経営の多角化支援、労働力調整、他産業並生活水準の確保等の観点から、組織等の設立支援策を拡充するとともに、既存組織の課題解決を可能とする柔軟な選択肢を持った支援策を確立すること。
- 季節的並びに周年的な労働力確保を促進する対策を構築すること。
- 親子間継承の円滑化に向けた、既往負債の軽減等支援策を構築すること。

ウ 「新規就農者」に対する特別支援策

- 就農時の営農的資本投下に対する負担軽減対策を講じること。
- 就農時の生活基盤確立を援助するシステムを確立すること。

エ 補助事業推進上の仕組みの見直し

- 補助事業の推進においては、民間団体である J A の協力がなくして成立しえない状況にあるが、現場対応に支障をきたしている実態にあることから、推進の仕組みについて抜本的に見直すこと。

(2) 農地の最大限の確保と有効利用

ア 基本方向

- 一般会社の農地利用など新法施行後の適正な農地利活用に向けて、農業委員会組織の強化や行政監視機能の強化を図るとともに、今後とも一般会社の農地取得は認めないこと。

イ 耕作放棄地発生防止、優良農地維持の考え方

- 「農業の多面的機能」と「食料生産のための国民的財産としての機能」を正しく国民に情報発信する取り組みを強化するとともに、国民の理解・合意に基づく政策として、農地保全対策を実行すること。

ウ 耕作放棄地解消・有効活用の考え方

- 地域における行政や J A、関係機関等の役割を明確化した上で、一体化・総合化した取組みを促進する施策を構築すること。
- 全ての耕作放棄地を一斉に優良農地へと転換するのではなく、対象農地の土壌条件や、地域農業における重要度等を勘案し、土地改良等の基盤整備を行うなどの解消を図る施策を確立すること。
- 条件や重要度の劣る耕作放棄地については、地目転換を図る等の政策誘導を検討すること。

(3) 生産性向上等に向けた条件整備

ア 優良農地の維持・管理、農地流動化を促進するための施策の充実

- 生産効率を改善する基盤整備の支援拡充、水資源の確保並びに計画的な灌漑、排水施設の整備を図ること。

イ 技術開発・普及への国の関与の充実

- 先進技術の導入に向け、技術開発・普及については、国や都道府県の積極的な関与・体制整備を進め、迅速かつ機動的な対応を図ること。

ウ 生産資材等原料価格の長期的安定化対策の構築

- 生産資材等原料価格の長期的安定化を図るため、価格高騰時の短期的緊急支援対策並びに中長期的な高価格推移に対する支援対策を構築すること。

4 農村地域を活性化する施策展開のあり方

(1) 農業の多面的機能に対する正当な評価と支援の確立

ア 農業の多面的機能について、国民理解を深める取組みを強化するとともに、農村地域に対する各種支援の充実を図ること。

イ 農村地域の活性化に向けて、それぞれの地域に応じた所要の生活インフラ整備や福祉環境の整備を図ること。

(2) 中山間地域等直接支払制度の継続と改善

ア 北海道においては、「耕作放棄地の発生を未然に防ぐ効果」が多大であるので、制度を継続すること。

イ 制度継続にあたっては、対象地目等の大きな枠組みを維持しつつ、地方財政負担を軽減した制度として改善すること。

(3) 農地・水・環境保全向上対策の継続と改善

ア 地方財政負担を軽減し、事務の簡素化を図るなどの改善を行い、継続すること。

(4) 外来生物・鳥獣被害対策の確立

ア 被害防止施設の新設や維持管理、再設置に対する支援を強化すること。

イ 駆除・廃棄対策を構築するとともに、鳥獣との共存対策を検討し、早期確立を図ること。

(5) 未利用資源の有効活用の確立

ア 地域におけるバイオマス対策への支援策を講ずること。

- イ バイオ燃料など新エネルギー活用対策の強化を図ること。
- ウ バイオマス対策における、施設運営支援、新素材活用に向けた研究開発、税制・流通対策等の支援強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成21年12月17日

長沼町議会議長 駒谷広栄

提出先

内閣総理大臣
農林水産大臣
各 通